

加工デンプンについて

平成20年10月1日から加工デンプン（下の11品目）は、食品添加物として扱うこととなっています。

現在は経過措置期間内であり、食品原材料として扱うことができますが、平成23年3月31日をもって経過措置期間が終了しますので、これらの加工デンプンを製造、加工等している方や使用している方は再度確認しましょう。

★ 加工デンプン11種類

- アセチル化リン酸架橋デンプン
- アセチル化酸化デンプン
- 酢酸デンプン
- 酸化デンプン
- リン酸化デンプン
- リン酸架橋デンプン
- アセチル化アジピン酸架橋デンプン
- ヒドロキシプロピルデンプン
- ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン
- リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン
- オクテニルコハク酸デンプンナトリウム

★ 注意点

経過期間終了後、これらの加工デンプンを含む食品又は添加物については、原則として、物質名を表示することが必要となります。添加物表示の際の簡単な注意点は次のとおりです。

- 原則、物質名での表示ですが、「加工デンプン」等の簡略名で表示することができます。
- 用途名を併記しなければならない場合があります。（増粘剤、安定剤等）
- オクテニルコハク酸デンプンナトリウムを乳化剤として使用した際は、「乳化剤」の一括表示ができます。

加工デンプンの表示や製造許可に関する不明な点は

・・・所管の保健所に相談しましょう！